

平成 30 年 11 月 30 日  
参考資料

## 住民監査請求の監査結果について

(中国遼寧省への職員の出張旅費に関する件)

県民から、地方自治法第 242 条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第4項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

### 1 請求書を受理した日

平成 30 年 10 月 3 日

### 2 請求人

県民1名

### 3 請求結果の決定日

平成 30 年 11 月 29 日

### 4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり  
(請求人の住所は省略している。)

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 鈴木 電話 045-285-5054

## 住民監査請求の結果の概要

(中国遼寧省への職員の出張旅費に関する件)

### 住民監査請求の概要

神奈川県・中国遼寧省友好提携 35 周年記念事業等の実施に当たり、平成 30 年 7 月 17 日から同月 20 日までの間に中国遼寧省へ出張した職員 5 名に対して支出した出張旅費について、当該職員が十分な働きをしなかったため、その支給は不当であるとして住民監査請求がなされたものである。

※ 本件は、請求書の記載が断片的で、その趣旨が必ずしも明確でない点もあるため、請求内容を上記のとおり解して監査を行った。

### 1 監査の結果

平成 30 年 10 月 3 日に受理した住民監査請求について、平成 30 年 11 月 29 日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

(1) 請求の対象となる神奈川県の機関又は職員

国際課 / 牧下、富川、篠原 企業誘致・国際ビジネス課 / 岩田、宮本

(2) いつ行われた、どの神奈川県の財務会計上の行為が対象となるか

2018-7/17 ~ 7/20

国際課 17 日 (日本発) ~ 20 日 (日本着)

企業誘致・国際ビジネス課 18 日 (日本発) ~ 20 日 (日本着)

(3) それで、どのような理由で違法又は不当なのか

多数で行って仕事をやってこない。

篠原： 戦略担当だが、戦略を作らず遼寧に行った。したがってこれに関しては先送り、行った意味なし

牧下/富川： プロジェクト準備、遼寧省が全てやっている。行く意味なし

岩田： 商談会は遼寧省が準備している。行く意味なし

宮本： 企業誘致は 2 社行って、1 社は全く話さず。もう 1 社は不明。

(4) 神奈川県にどのような損害が発生又は発生するおそれがあるのか

出張費 (5 人)、ビジネス機会の損失

(5) どのような措置を求めるのか

出張費の返還

※原文のままだが、課名を正式名称に、平仮名を漢字表記にするなどの修正をしている。

### 3 判断の理由

本件監査請求は、両課が所管する本件事業等において、両課が部長等に支出した出張旅費について、部長等が十分な働きをしなかったため、その支給は不当であるとして返還を求めているものと解されることから、本件出張旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、部長等に対して支給した本件出張旅費について、不当利得返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象事項として特定し、認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

(1) 本件出張旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か（別紙2 p.18）

本件事業等は、知事が出席する中で、唐一軍遼寧省長との会談・共同声明に係る現地での遼寧省政府との調整や県ホームページ及びパブリシティ（情報提供）に係る公表資料作成のための記録・撮影、県内企業と現地企業のビジネス商談会の実施、神奈川投資セミナー・ネットワーキングの実施等、想定される業務が極めて多岐にわたり、言語が異なる現地での不測の事態への対応も想定され、万全を期して円滑かつ確実に業務を実施する必要があると認められることから、本件事業等の実施に当たり、本件方針同いに記載の訪問日程等に基づき、部長等を出張させたことは、公務の遂行上、合理的な必要があったと認められる。

また、本件旅行命令は、決裁規程に基づく旅行命令権者により行われているなど、旅費条例及び手引きに基づき適切に行われていると認められる。

そして、本件旅行命令に係る部長等の旅行命令簿・旅費請求書（外国）により、給与事務センターにおいて、財務規則に基づいた決裁を経ており、執行帳票に不自然・不合理な点は認められず、また、本件出張旅費の金額についても旅費条例等に基づき適切に算出されたものと認められる。

したがって、本件出張旅費の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらないと認められる。

(2) 部長等に対して支給した本件出張旅費について、不当利得返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否か（別紙2 p.19）

最高裁判所第二小法廷平成15年1月17日判決では、「地方公共団体の職員は、（中略）上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。」とされている。

このことを踏まえて、まず、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があるか否かについて検討する。

本件事業等の実施に当たり、部長等を出張させたことは、公務の遂行上、合理的な必要があったと認められることから、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があったとは認められない。

次に、部長等が職務命令である本件旅行命令に従って旅行をした場合に当たるか否かについて検討する。

部長等が、本件旅行命令に係る旅行命令簿・旅費請求書（外国）に記載された旅行期間、用務地及び用務内容のとおり本件出張を行ったか否かについて、部長等の出張期間中における業務従事状況を客観的に示す書類等に基づき全てを確認できたわけではないが、本件復命書には、出張期間中に行われた主な内容（行事）への出席者がそれぞれ記載されており、部長等の出席状況が確認できるほか、本件事業等の実施状況について、出張期間中に県ホームページへ掲載していたものがあるなど、本件旅行命令に従って旅行していたことが確認できる書類等が存在し、また、部長等が本件旅行命令に従って旅行をしていなかったことを示す根拠等も確認できなかったことから、部長等が本件旅行命令に従って旅行しなかったとはいえない。

以上のことから、部長等が支給を受けた本件出張旅費は不当利得になるとはいえず、県に部長等に対する不当利得返還請求権が生じているとは認められない。

したがって、部長等に対して支給した本件出張旅費について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は生じていない。

以上のことから、本件監査請求については、理由がない。

監 第 1 2 7 3 号  
平成 30 年 11 月 29 日

(請求人)  
大谷 圭三 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 国 吉 一 夫  
同 高 橋 稔

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成 30 年 10 月 3 日に受理した同日付け住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から平成 30 年 10 月 3 日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行い、各所属の名称については、神奈川県行政組織規則 (昭和 31 年神奈川県規則第 64 号) に基づき必要な修正を行った。)

(1) 請求の要旨

- ア 請求の対象となる神奈川県の機関又は職員  
国際課 / 牧下、富川、篠原  
企業誘致・国際ビジネス課 / 岩田 宮本
- イ いつ行われた、どの神奈川県の財務会計上の行為が対象となるか  
2018-7/17 ~ 7/20 国際課 17 日 ~ 20 日  
(日本発) (日本着)  
企業誘致・国際ビジネス課 18 日 ~ 20 日  
(日本発) (日本着)
- ウ それか、どのような理由で違法又は不当なのか  
多数で行って仕事をやってこない。  
篠原： 戦略担当だが、戦略をつくらず遑ねいに行った。したがってこれに関

しては先送り、行った意味なし

牧下／富川： プロジェクト準備、遑ねい省が全てやっている。行く意味なし

岩田： 商談会はりょうねい省がじゅんびしている。行く意味なし

宮本： 企業ゆうちは2社行って、1社はまったく話さず。もう1社は不明。

エ 神奈川県にどのような損害が発生又は発生するおそれがあるのか

出張費（5人）

ビジネス機会の損失

オ どのような措置を求めるのか

出張費の返かん

## 2 請求人

住所（略）

氏名 大谷 圭三

## 3 請求人から提出された事実を証明する書面

復命書（平成30年8月23日付け起案）の写し

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成30年10月3日付けをもって受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

#### (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

#### (2) 陳述の内容

請求人は、平成30年10月29日13時15分から、神奈川県横浜合同庁舎2階第1監査室において、監査委員に対して陳述を行った。陳述のうち、本件監査請求に係る内容は、次のとおりであった（発言のまま記載している。）。

まず最初に言っておきたいのは、10月3日にこれを提出してですね、私が提出して、で、10月22日頃まで、電話してもですね、事務局に電話しても、住民監査請求をするかしないかを今、監査委員と打合せしているとおっしゃっていて、話し合いだと、監査、住民監査請求をこういう場を設けてやるかどうかの判断がまだ3週間経っても終わってないと、私はすごく非常識だと思いますけど、そういう状態というのは。

で、一番の問題はですね、そういう、非常識な人たちが、この、今回の案件の、要するに常識ですよ、常識に照らし合わせて、どうかって問題なんです。そういう非常識な人たちが、この案件を判断できるかってのは非常に、私としては、心配しているところです、常識があるのかどうか、社会一般のね。

ビジネスの常識があるのかどうかってのが心配です。常識で判断してもらわなければね。このことは、要するに常識に照らし合わせて、余りにも酷いと、私は思っています。もし、私の思ってる、思っています、そういうことが判断できるのかって話ですよ、何らかの。ただその常識だけです。常識は、あんたたちの、あなたたちの、あなたたちのという言い方は悪いかもしれない、監査委員の方々の常識が試されていると思いますよ。

そういうことしかうちらはね、うちらはっていうか、要するに民間だとね、民間のことなんか知ってる人はいらっしゃらないと思うけど、要するに、現場の人たちはね、改善活動ということでね、要するに日々良くしていこうということをやっているわけですよ。

で、今回の例のようなことはね、当然改善活動の中のレベルじゃなくて、当然いろんなところのチェックがかかって、馬鹿言ってるんじゃないよという話で、それが万が一いっちゃったりしたらもうクビですよ、会社、レベルの問題だと思いますよ。そういうことがね、県の仕事になると、もちろん改善活動もないし、で、定期監査だって、内山さんがやっている定期監査だって要するにお金の管理しかしていないんですよ。お金の計算しか。

で、今回もあるけどね、要するに無駄、無理、無駄なことをやっていることに対するね、指摘なんかしていないですよ。だからね、こういうことっていうのはここに上げるしかないんですよ。直してもらおうと思ったら、と思いますよ。ここしかないんですよ。

で、その人たちが常識を持っているかという問題だけです、常識を持ったね、判断をしてくれるんだったらね、ここに持ってくればいいんだけどさ、と思いますけどね。

で、何でしたっけ。9月の、9月じゃない7月です、すみません、7月の、出張した方々についてのやつを発表しますけど、合計5人ですね。合計5人が遼寧省、瀋陽、瀋陽と一部大連も行ったかもしれないですけど、まあ行かないですね、多分行かない、瀋陽だけ。

で、それぞれが、まあうちらはどうやって出張しますかっていうと、要するに航空券が高いんですよ。大連は、重要なうちらのお客さん、私のお客さんだと思ってこのところ大連に行きますけど、航空券が高いからまずね、直通で行けないんですよ、うちら、高くて。

で、下手すると深圳なんていう、深圳じゃない、四川省の成都まで行って乗り換えて大連まで平気で、行ったりする、航空券が高いから。まあ高いといっても7、8万円の航空券を出して、で、ホテル代は比較的安いんですよ。

だからうちらは普通に考えてどうするかというと、せっかく行ったらばいろんな事やりましょうということですよ。で、うちらは当たり前ですけど、ビザがないところで14日、15日いられるんで、もういつも、ちょっと余裕見て14日、14日間、あっちに行ったらですよ、航空券わざわざ来たからですよ、いろんな仕事やって帰ってくるんですよ、うちらは。

で、それに比べてこのね、例えば、岩田さんとか宮本さんというのは、中あの1日

ですよ。1日しかない、3日間、空港にいた時間も入れて3日間しかない。で、岩田さんに関しては、要するに、商談会をやったんですね、瀋陽で。商談会をやった時の、商談会というのは瀋陽でやったので、当たり前だけど、連携している瀋陽の、遼寧省が全てアレンジをしてくれたんだ。

で、そこでね、岩田さんは何をやっているのかということ、私も商談会に出てるから見てたけど、そら、うろちょろしてるだけだよ。だって、機能がないんだから。別にいなくたっていいんだから。うろちょろしてるだけ、岩田さんっていう若い人は。で、それで、それだけで帰ってきたんだよ。で、国際ビジネス課の人ね。

で、宮本さんも、要するに、一番後ろに、紙の中の一番後ろに書いてある、ロボットの会社、瀋陽の、瀋陽の会社と、あと、瀋陽新松っていう会社に、この会社は、神奈川県に進出するかもしれないということで、知事が、ミッションで新松の方は伺ったんですけど、知事が、その2つの会社に行って、企業誘致をしてきたと、企業誘致をしたと。

で、その時に、少なくとも、新松の方では、宮本さんは、何もしゃべんないんですよ。何もしゃべんねえと、何もしゃべんないし、知事の方も、他の人に聞いたんですけど、知事の方も、企業誘致の、神奈川県に出て下さいっていう話には至らなかった。

で、片方の方は、企業は、宮本さんはしゃべんないのはしゃべんないけど、知事がしゃべってたかどうかはちょっと確認してないですけど。そういう状態で、宮本さんがやった仕事っていうのは、その程度。

で、広く、ありますけど、あの、企業誘致だってね、要するに宮本さんたちが行く、だって、ロボット会社に行って、神奈川県に来て下さいっていう時に、あの、いつも同じなんだけど、いつも同じなんだけど、話すこと知ってます。

質問しちゃいけないっていうけどさ、要するに、「鎌倉がありますね。」とかね、「箱根がありますね。」って言うわけですよ。そんなこと言ったってもう、だって、観光で来るってわけじゃないんですよ。

で、だから宮本さんが行ったって、要するにロボットの口の字もわかんないじゃないですか。で、話すことっていうのは、鎌倉だ、箱根だ、なんてそんなことやってたって企業誘致なんてできないじゃないですか。

で、企業誘致をやるんだったらね、ちゃんとね、予めオープンにしてね、そういう専門家と議論をした結果を持ってけばいいわけよ、結果を。で、技術の、神奈川県のメリットを言えばいいんだけど、そんなこともしねえでただついていだけ。それが、宮本さんでしょ。

あとね、福原さんだっけ、篠原さんか。篠原さんっていう部長は、グローバル戦略部長なんですよ。でね、行く前に私は何度も言ったんだけど、篠原さんには言わなかったんだけど、篠原さんの部下には言ったんだけどね、牧下さんっていう部下には言ったんだけど、牧下さんしか行かないと思ってたから、言ったけど、要するにね、7月、えっと、多分5月ぐらいに、遼寧省の高官がいらっしゃったんですよ、高官が神奈川県にいらっしゃって、その時に知事とお会いして、読売新聞に、ロボットで産業交流をするって決まった、って書いてあった、5月の段階で既に。

で、そういう段階で今度は7月ですよと、行くときね。そうしたらさ、じゃあ何し

ようか、具体的にはどうしようか、というのを普通の会社だったらさ、作るじゃん、それは。何か知事行くんだから作んなきゃなって。いや、ロボットだけじゃないですよ、もちろん。知事特有の未病とかそういうのがあるんだけど。

他のも含めて、ロボットも含めて、ちゃんと計画を作って、それが仕事だと思うんだけど、そういうことも、普通の会社だで行ったときに、だって遼寧省の役人とうちはこう思いますけど、じゃああなた、遼寧省の方は、いやいや、そうじゃなくてこうだとか、要するに叩き台にして、じゃあこうしましょうとかいうのは、どんどん進むじゃないですか。

なのに、何にも計画を作らないんですよ。何にも計画作らないで7月行きました。何しに行ってたかって、何しに行ってたかって話じゃねえか。

で、あと何だっけ、牧下さんは、牧下さんともう1人、何だっけ、富川さんっていう女の人はね、担当者の方々は優秀ですよ、優秀。富川さんなんか、中国語、この担当になって勉強してもう喋れるっていうんですよ、凄い、1年くらいで、富川さんって人が、女の人。凄く真面目な人、真面目でちゃんと仕事をやろうとしている人。

だけど、富川さん、何をやりに行ったのって言ったらさ、さっきと同じで、何か中学、神奈川県の中学生在が、何か発表しに来てたんですよ。

で、4人くらい中学生がいらっしやっただのが、ホテル、俺、一緒だ、ロビーに居ただけなんだけど、ロビーで見たんで、分かってますけど。その時も、ボランティア、年配のおじさん達が4、5人はいましたよね、何か付いてくる人達が、ボランティアかどうか分からないですけど。

で、そういう人達に、まあ任せればいいし、任せてもいいだろうし、だけど、あのそういう発表会のOHPをね、OHPじゃねえや、プロジェクターを用意するためにいたというんだ。

だけど、何度も言うように、遼寧省と、神奈川県は連携しているわけだから、横浜でやる時はね、横浜中心で何でもかんでも用意して。で、あの、遼寧省の人がいらないうぐらいに用意して、もちろん、遼寧省でやる時は、全部遼寧省の人が用意するのが当たり前で、何のために行ってるのという話だと思います。

また、牧下さんは、何だっけ、牧下さんは写真を撮ったとか言うんだけど、写真もできればね、まあ全員いないと、まあ1人くらいはいいと思いますけど、写真を撮るなり、あとできれば、千田さんという特別秘書が行ってたから、何とか、まあ特別秘書も一緒に映りたいのかもしれないけど、その辺で節約してもらおう、本当は県民としては節約してもらいたいなと思いますけど。

以上。

## 2 監査対象事項の特定

本件監査請求は、請求書の記載が断片的で、その趣旨が必ずしも明確でない点もあるが、全体を通してみれば、国際文化観光局国際課（以下「国際課」という。）及び産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課（以下「企業誘致・国際ビジネス課」という。）が所管した平成30年7月17日から同月20日までの「神奈川県・中国遼寧省友好提携35周年記念事業等（以下「本件事業等」という。）」の実施に当たり、国際課及び

企業誘致・国際ビジネス課が国際文化観光局篠原仙一グローバル戦略担当部長（以下「篠原部長」という。）、国際課国際交流・協力グループ牧下弘一グループリーダー（以下「牧下グループリーダー」という。）、国際課国際交流・協力グループ富川貴子主査（以下「富川主査」という。）、企業誘致・国際ビジネス課宮本孝二課長（以下「宮本課長」という。）及び企業誘致・国際ビジネス課国際ビジネスグループ岩田尚彦主査（以下「岩田主査」という。）（以上上記5名の職員を「部長等」という。）に対して支出した本件事業等に係る中華人民共和国遼寧省（以下「遼寧省」という。）への出張旅費（以下「本件出張旅費」という。）について、部長等が遼寧省への出張（以下「本件出張」という。）で十分な働きをしなかったため、その支給は不当であるとして返還を求めているものと解される。

そして、財務会計上の行為を違法又は不当としてその是正措置を求める住民監査請求について、最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日付け判決では、「特段の事情が認められない限り、右監査請求は当該行為が違法、無効であることに基ついて発生する実体法上の請求権を当該地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解するのが相当である」とされている。

したがって、上記を踏まえて、部長等に対する本件出張旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、部長等に対して支給した本件出張旅費について、不当利得返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

### 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件事業等を所管した両課を選定し、平成30年11月2日9時30分から神奈川県本庁舎地下1階014会議室において、企業誘致・国際ビジネス課の職員調査を、同日15時から神奈川県第二分庁舎4階国際文化観光局共用会議室において、国際課の職員調査をそれぞれ実施し、併せて部長等に対して、本件出張における業務実施状況、請求書の内容に対する見解等について聴取を行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

両課の主張の要旨は、次のとおりであった。

#### (1) 国際課

##### ア 本件事業等の目的

- (7) 平成30年は日中平和友好条約締結40周年であり、また、神奈川県（以下「県」という。）と遼寧省との友好提携35周年に当たる。これを記念して同年5月に遼寧省が県を訪問し、更なる友好交流の促進に関する覚書を締結した。これに対し、県は友好交流の相互実施を原則として同年7月に遼寧省へ友好代表団を派遣し交流・協力関係を更に深める。
  - (8) 遼寧省・瀋陽において関係団体等の協力のもと、日本語スピーチコンテスト及び音楽交流会の開催等を通じて青少年・市民交流を促進する。
- イ 本件事業等への出張者として篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査を選

## 定した理由

それぞれ、次の役割を想定し、3名を選定した。

- (7) 篠原部長・・・遼寧省政府の外事弁公室主任レベル（県でいう局長レベル）との現地での調整が必要である上、本件事業等の県側の総括として判断を現場ですることができる者として、また、全ての行事においての黒岩祐治神奈川県知事（以下「黒岩知事」という。）を案内・誘導する者として選定
  - (i) 牧下グループリーダー・・・遼寧省政府の外事弁公室処長レベル（県でいう課長レベル）との現地での調整が必要である上、現地での黒岩知事講演時のパワーポイント操作、黒岩知事の中華人民共和国（以下「中国」という。）側要人との面談時の説明資料補助・記念品管理、訪問中の記者発表資料作成及び訪問中の両課との連絡・調整をする者として選定
  - (ii) 富川主査・・・遼寧省政府の外事弁公室担当レベルとの現地での調整が必要である上、在瀋陽日本国総領事館との調整、神奈川県日中友好協会訪問団との調整、記録（写真、講演・会談内容等）、旅程を通しての記念品管理、「写真で見る！「黒岩日記」」作成、空港チェックイン手続、宿泊料支払及び食事代支払をする者として選定
- ウ 7月18日の本件事業等の内容及び業務実施状況
- ※ 7月17日と同月20日については、篠原部長及び牧下グループリーダーは出入国に係る移動のみで業務は生じなかったが、富川主査は、空港のチェックイン手続及びレンタル携帯電話・Wi-Fi機器の受取・返却業務があった。
- (7) 本件事業等の内容
    - a 外事弁公室副主任主催朝食会
    - b 瀋撫新区（新経済開発地区）視察
    - c 瀋陽新松ロボット視察
    - d 外事弁公室主任主催昼食会
    - e 遼寧省高校生日本語スピーチコンテスト出席（東北育才外国語学校）
    - f 瀋陽自由貿易区視察
    - g 友好提携35周年記念音楽交流会出席（瀋陽音楽学院）
    - h 唐一軍遼寧省長との会談・共同声明
    - i 友好提携35周年記念晩餐会
  - (i) 業務実施状況
    - a 県（本件事業等への出張者（篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査））
      - (a) 篠原部長・・・遼寧省政府との調整、友好提携35周年記念事業の県側の総括及び黒岩知事誘導
      - (b) 牧下グループリーダー・・・遼寧省政府との調整、黒岩知事の中国側要人との面談時の説明資料補助、記念品管理、記者発表資料作成及び国際課との連絡・調整
      - (c) 富川主査・・・遼寧省政府との調整、神奈川県日中友好協会訪問団との調整、記録（写真、講演・会談内容等）、「写真で見る！「黒岩日記」」作成

及び食事代支払

b 遼寧省政府

訪問先との調整及び遼寧省政府主管事業の会場準備・運営

エ 7月19日の本件事業等の内容及び業務実施状況

(7) 本件事業等の内容

a 未病・ライフサイエンスに関する講演会

b 駐瀋陽日本国総領事館訪問

c 瀋陽市科学技術局長との会談

d 神奈川投資セミナー

e ネットワーキング

f 張雷遼寧省常務副省長主催歓迎晩餐会

(8) 業務実施状況

a 県（本件事業等への出張者（篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査））

(a) 篠原部長・・・遼寧省政府との調整、友好提携35周年記念事業の県側の総括及び全ての行事における黒岩知事誘導

(b) 牧下グループリーダー・・・遼寧省政府との調整、黒岩知事講演時のパワーポイント操作、黒岩知事の要人との面談時の説明資料補助、記念品管理、訪問中の記者発表資料作成、訪問中の両課との連絡・調整及び経済セミナー・ネットワーキング時の写真撮影

(c) 富川主査・・・遼寧省政府との調整、在瀋陽日本国総領事館との調整、神奈川県日中友好協会訪問団との調整、記録（写真、講演・会談内容等）、「写真で見る！「黒岩日記」」作成、経済セミナー・ネットワーキング時の受付業務及び食事代支払

b 遼寧省政府

訪問先との調整及び遼寧省政府主管事業の会場準備・運営

オ 本件出張旅費に係る執行状況

篠原部長分、牧下グループリーダー分及び富川主査分の出張旅費

職 員	篠原部長	牧下グループリーダー及び富川主査
帳 票 名	執行伺票兼支出命令票	
起 案 日	平成30年9月25日	
決 裁 日	平成30年9月27日	
支出負担行為額	140,945円	275,312円（注）
支出命令額	140,945円	275,312円（注）
支 払 日	平成30年10月2日	
支 出 区 分	資金前渡	通常払
支 払 区 分	口座振込	

（注）牧下グループリーダー分及び富川主査分の合計額である。

カ 「第2 請求の内容 1 (1) ウ」に対する出張者の見解の要旨

- (7) 篠原部長・・・本件監査請求において、請求人は、自分が戦略的な覚書を持っていくべきだと主張しているようだが、自分の本件事業等への出張目的は、平成30年5月に県と遼寧省政府との間で締結した「日本国神奈川県と中華人民共和国遼寧省 さらなる友好交流の促進に関する覚書」の趣旨について、共通認識を持ち、今後ともお互い協力可能な分野を模索しながら、交流関係を深めていくことを確認し合うためのものであり、具体的かつ戦略的な覚書等を交わす状況にはまだ至っていないと考えている。
- (i) 牧下グループリーダー・・・本件監査請求において、請求人のいう「プロジェクト準備」とは、遼寧省疾病予防コントロールセンターで行われた「未病・ライフサイエンスに関する講演会」のことを指していると思われる。プロジェクト準備について遼寧省側が行ったのは事実だが、それ以外に自分は、黒岩知事が遼寧省政府の要人と話す際に資料を用いるため、そのサポートを行う等、様々な業務を行っていた。
- (ii) 富川主査・・・本件監査請求において、請求人のいう「プロジェクト準備」とは、遼寧省疾病予防コントロールセンターで行われた「未病・ライフサイエンスに関する講演会」のことを指していると思われる。プロジェクト準備について遼寧省側が行ったのは事実だが、それ以外に自分は、神奈川県日中友好協会訪問団との調整等、様々な業務を行っていた。

## (2) 企業誘致・国際ビジネス課

### ア 本件事業等の目的

県内企業の中国での販路拡大を支援するため、遼寧省・瀋陽において県内企業と中国企業とのビジネス商談会を開催するとともに、中国企業の県内誘致を図るため、「神奈川投資セミナー」を開催し、併せて県内企業と中国企業のビジネスマッチング機会を創出するための「ネットワーキング」を開催することを目的とした。

### イ 本件事業等への出張者として宮本課長及び岩田主査を選定した理由

宮本課長は、黒岩知事の随行対応や記者発表原稿の調整など、企業誘致・国際ビジネス課の判断を現場で下す権限を持つ職員として、現地に出張することが必要であったため。

岩田主査は、企業誘致・国際ビジネス課国際ビジネスグループで中国地域を担当しており、当該出張に係る各種準備調整から現場での準備調整などを幅広く対応できる職員であるため。

### ウ 7月19日の本件事業等の内容及び業務実施状況

※ 7月18日と同月20日については、宮本課長は出入国に係る移動のみで業務は生じなかったが、岩田主査は、空港のチェックイン手続及びレンタル携帯電話・Wi-Fi機器の受取・返却業務があった。

#### (7) 本件事業等の内容

- a 商談会の実施
- b 神奈川投資セミナー、ネットワーキングの実施

#### (i) 業務実施状況

- a 県（本件事業等への出張者（宮本課長及び岩田主査））
- (a) 宮本課長・・・商談会会場の準備、商談会の進行管理及び実施状況の確認、神奈川投資セミナー会場の準備、神奈川投資セミナーの講演者等との事前打合せ、来賓や遼寧省政府等の来場対応及び進行管理、黒岩知事の中国企業訪問に係る随行、ネットワーキングの進行管理及び記者発表原稿の作成
- (b) 岩田主査・・・商談会会場の準備及び受付・企業案内、神奈川投資セミナー会場の準備及び受付・企業案内、神奈川投資セミナーの講演者等との事前打合せ、来賓や遼寧省政府等の来場対応及び進行管理、ネットワーキングへの企業誘導、各種費用の精算及び記者発表原稿の作成
- b 遼寧省政府  
遼寧省政府幹部の随行対応
- エ 「第2 請求の内容 1 (1) ウ」に対する出張者の見解の要旨
- (7) 宮本課長・・・黒岩知事が訪問した中国企業2社のうち、瀋陽新松ロボットへの視察は7月18日の午前に行われたものだが、自分が遼寧省に赴いたのは18日の夜であり、視察には同行していないため、「訪問の際に何も話さなかった」というのは事実ではない。また、中瑞福寧機器人有限公司への訪問は、企業誘致の制度に関する話題などについて黒岩知事をサポートするため、また、その後のフォローアップを行う必要があるため、同行する必要があった。
- (4) 岩田主査・・・遼寧省政府が商談会及び神奈川投資セミナー、ネットワーキングの実施に当たり対応した内容は、事前の中国企業への周知・案内や当日の遼寧省政府幹部の随行対応のみであり、自分はこれらの事業の実施のために、会場準備や企業案内、進行管理及び各種費用の精算など様々な業務を現地で行う必要があった。
- オ 本件出張旅費に係る執行状況

宮本課長分及び岩田主査分の出張旅費

職 員	宮本課長及び岩田主査
帳 票 名	執行伺票兼支出命令票
起 案 日	平成30年7月6日
決 裁 日	平成30年7月6日
支出負担行為額	252,234円（注）
支出命令額	252,234円（注）
支 払 日	平成30年7月17日
支 出 区 分	概算払
支 払 区 分	口座振込

（注）宮本課長分及び岩田主査分の合計額である。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による両課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

## (1) 出張に関する制度の概要

### ア 出張に係る事務処理方法

出張に係る具体的な事務処理方法については、平成13年4月に策定された「旅費事務の手引き（法規編）」（以下「手引き」という。）で規定されており、外国出張については、「外国出張の用務、出張先、出張する職員及び日程等外国出張に係る具体的な事項の調整が完了した時点で、当該職員の所属あるいは外国出張計画所属（以下「主務課」という。）において外国出張に係る方針伺い（以下「方針伺い」という。）を起案する」とされ、「方針伺いについては、主務課の属する部（現在の組織では局に該当する。）の総務室長等及び部長（現在の組織では局長に該当する。）の決裁を受けたうえで」出張者に応じた決裁区分により、「人事課長、総務部長（現在の組織では総務局長に該当する。）、副知事及び知事の決裁を受ける」と規定されている。

また、手引きでは、旅行命令簿の起案及び決裁については、「方針伺いについて決裁を受けた後、主務課では、「旅行命令簿・旅費請求書（外国）」（規則第2号様式）を作成し、旅行命令権者（中略）の決裁を受ける」と規定されている。

### イ 旅費の支給根拠

旅費の支給について、法第204条第1項では、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない」と規定され、また、同条第3項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定されている。

そして、法の規定を受け、職員の旅費に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号。以下「旅費条例」という。）第3条第1項では、「職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」と規定され、また、旅費条例第4条第1項では、「前条第1項の規定に該当する旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によつて行わなければならない」と規定されている。

### ウ 本件出張に係る旅行命令権者

旅行命令権者については、神奈川県事務決裁規程（昭和35年神奈川県訓令第17号。以下「決裁規程」という。）別表第1に次のとおり規定されている。

区分	知事決裁事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項	副課長専決事項	グループリーダー専決事項
1～6	(略)					
7 出張		局長に出張を命ずること。	部長（室にあつては、室長）に出張を命ず	所属職員（課にあつては、課長及び課内室長	職員（副課長を除く。）に出張を命ずるこ	職員（グループリーダーを含む。）に出張を

			ること。	を含む。)に出張を命ずること。	と。	命ずること。
8～44	(略)					

そして、決裁規程第11条第8項及び第9項では、「副課長は、別表第1に定める事務を専決することができる」「グループリーダーは、別表第1に定める事務を専決することができる」とそれぞれ規定されており、課長専決事項であっても、副課長及びグループリーダーは定められた範囲の職員について出張に係る旅行命令を専決することができることとなっている。

したがって、本件出張に係る部長等に対する旅行命令権者（以下「本件旅行命令権者」）はそれぞれ次のとおりである。

(7) 篠原部長

篠原部長自身が旅行命令権者である。

(4) 牧下グループリーダー

国際課兄内宏課長（以下「兄内課長」という。）、国際課長島圭太副課長（以下「長島副課長」という。）又は牧下グループリーダー自身が旅行命令権者である。

(7) 富川主査

兄内課長、長島副課長又は牧下グループリーダーが旅行命令権者である。

(4) 宮本課長

宮本課長自身が旅行命令権者である。

(7) 岩田主査

宮本課長、企業誘致・国際ビジネス課森山克弘副課長又は企業誘致・国際ビジネス課国際ビジネスグループ脇坂道裕グループリーダー（以下「脇坂グループリーダー」という。）が旅行命令権者である。

## (2) 本件事業等に係る方針伺い

本件出張に当たり、「神奈川県・中国遼寧省友好提携35周年記念事業等に係る知事及び職員の派遣について」として、両課で調整の上、国際課が内容の取りまとめを行い、平成30年5月11日付けで方針伺い（以下「本件方針伺い」という。）を起案している。

そして、国際文化観光局副局長（同局総務室長を兼務している。）、国際文化観光局長、産業労働局副局長（同局総務室長を兼務している。）、産業労働局長、総務局組織人材部人事課長、総務局組織人材部長、総務局長、副知事及び知事の決裁（平成30年6月6日付け知事決裁（決裁規程第3条第1項に基づく副知事による代決である。））を受けており、想定される業務を踏まえて、部長等の出張を決定している。本件方針伺いで予定していた目的等は次のとおりである。

ア 目的

- (7) 平成30年は日中平和友好条約締結40周年であり、また、県と遼寧省との友好提携35周年に当たる。これを記念して同年5月に遼寧省が県を表敬訪問し、更なる友好交流の促進に関する覚書を締結した。これに対し、県は友好交流の相互実施を原則として同年7月に遼寧省へ友好代表団を派遣し交流・協力関係を更に深める。
- (イ) 遼寧省・瀋陽において関係団体等の協力のもと、日本語スピーチコンテスト及び音楽交流会の開催等を通じて青少年・市民交流を促進する。
- (ウ) 遼寧省・瀋陽において中国企業とのビジネス商談会の開催等を通じて、県内企業による中国への事業展開を支援するとともに、中国企業の県内誘致を図るため、神奈川投資セミナーを開催する。

イ 出張者

黒岩知事、千田勝一郎知事特別秘書（以下「千田特別秘書」という。）、国際文化観光局職員（篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査）及び産業労働局職員（宮本課長及び岩田主査）

ウ 訪問日程（注）

日	内容（黒岩知事・千田特別秘書）	国際文化観光局職員	産業労働局職員
7月17日	18:50 成田（NRT）発 [NH925] 21:20 瀋陽（SHE）着  【瀋陽泊】	黒岩知事同行  【瀋陽泊】	-
7月18日	（午前）【国際課用務】 友好交流35周年事業 ・ 遼寧省人民政府表敬訪問 省長との会談 ・ ライフサイエンスに関する黒岩知事講演会  （昼食） ・ 外事弁公室主任主催歓迎昼食会  （午後）【国際課用務】 ・ 日本語スピーチコンテスト （瀋陽東北育才外国語学校） ・ 音楽交流会  （夕食） ・ 省長主催歓迎晩餐会	黒岩知事同行	18:50 成田（NRT）発 [NH925] 21:20 瀋陽（SHE）着



命令（以下「本件旅行命令」という。）の内容はそれぞれ次のとおりである。

ア 篠原部長が旅行命令者（決裁者）のもの

旅行者	篠原部長
旅行期間	平成30年7月17日～同月20日
用務地	遼寧省
用務内容	県・遼寧省友好提携35周年記念事業等に係る派遣
概算／精算	精算
支給額	140,945円

イ 牧下グループリーダーが旅行命令者（決裁者）のもの

旅行者	牧下グループリーダー	富川主査
旅行期間	平成30年7月17日～同月20日	
用務地	遼寧省	
用務内容	県・遼寧省友好提携35周年記念事業等に係る派遣	
概算／精算	精算	
支給額	136,450円	138,862円

ウ 宮本課長が旅行命令者（決裁者）のもの

旅行者	宮本課長
旅行期間	平成30年7月18日～同月20日
用務地	遼寧省
用務内容	中国での県内企業の商談会・神奈川投資セミナーの実施
概算／精算	概算
支給額	133,374円

エ 脇坂グループリーダーが旅行命令者（決裁者）のもの

旅行者	脇田主査
旅行期間	平成30年7月18日～同月20日
用務地	遼寧省
用務内容	中国での県内企業の商談会・神奈川投資セミナーの実施
概算／精算	概算
支給額	118,860円

(4) 本件出張旅費に係る執行状況

ア 篠原部長分の出張旅費

帳票名	執行何票兼支出命令票
件名	旅費外国・国際課・7/17～7/20（伺い）
起案日	平成30年9月25日
決裁日	平成30年9月27日

決 裁 者	給与事務センター所長（注1）
支出負担行為額	140,945 円
支 出 命 令 額	140,945 円
支 払 日	平成30年10月2日
支 出 区 分	資金前渡
支 払 区 分	口座振込（国際課の前渡金受領職員口座へ口座振込）
精 算 日	平成30年10月2日（注2）
精 算 額	0 円

（注1） 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第19条第7項及び第70条第6項第2号により、県において、旅費（普通旅費及び特別旅費（外国旅費））に係る支出負担行為及び支出命令は給与事務センター所長に委任されている。

（注2） 財務規則第104条第1項では、前渡金受領職員は、前渡金の支払完了後速やかに前渡金管理精算票に証拠書類を添付して支出命令権者及び会計管理者又は所管の出納員に報告しなければならないと規定されている。

イ 牧下グループリーダー分及び富川主査分の出張旅費

帳 票 名	執行伺票兼支出命令票
件 名	旅費外国・国際課・7/17～7/20（伺い）
起 案 日	平成30年9月25日
決 裁 日	平成30年9月27日
決 裁 者	給与事務センター所長
支出負担行為額	275,312 円（牧下グループリーダー136,450 円、富川主査138,862 円）
支 出 命 令 額	275,312 円（牧下グループリーダー136,450 円、富川主査138,862 円）
支 払 日	平成30年10月2日
支 出 区 分	通常払
支 払 区 分	口座振込

ウ 宮本課長分及び岩田主査分の出張旅費

帳 票 名	執行伺票兼支出命令票
件 名	旅費外国・企業誘致・国際ビジネス課・7/18～7/20（伺い）
起 案 日	平成30年7月6日
決 裁 日	平成30年7月6日
決 裁 者	給与事務センター所長
支出負担行為額	252,234 円（宮本課長133,374 円、岩田主査118,860 円）
支 出 命 令 額	252,234 円（宮本課長133,374 円、岩田主査118,860 円）
支 払 日	平成30年7月17日
支 出 区 分	概算払

支 払 区 分	口座振込
精 算 日	平成 30 年 8 月 1 日
精 算 額	0 円

#### (5) 本件出張に係る復命

本件事業等は両課が所管していたため、本件出張に係る復命は、両課で調整の上、国際課が内容の取りまとめを行い、平成 30 年 8 月 23 日付けで復命書（以下「本件復命書」という。）を起案し、黒岩知事の決裁を受けている。

本件復命書では、遼寧省訪問日程概要、県訪問団一覧のほか、7 月 17 日から同月 20 日までの遼寧省訪問日程中 7 月 18 日及び同月 19 日の結果概要が写真入りで次のとおりそれぞれ記載されている。

ア 7 月 18 日に行われた主な内容（行事）及び出張者のうちの出席者

##### (7) 主な内容（行事）

- a 遼寧省瀋撫新区（新経済開発地区）視察
- b 瀋陽新松ロボット視察
- c 遼寧省高校生日本語スピーチコンテスト出席（東北育才外国語学校）
- d 瀋陽自由貿易区視察
- e 県・遼寧省友好提携 35 周年記念音楽交流会出席（瀋陽音楽学院）
- f 唐一軍遼寧省長との会談・共同声明

##### (4) 出張者のうちの出席者

- a～f 黒岩知事、千田特別秘書、篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査

イ 7 月 19 日に行われた主な内容（行事）及び出張者のうちの出席者

##### (7) 主な内容（行事）

- a 県・遼寧省友好提携 35 周年記念 未病・ライフサイエンスに関する講演会（遼寧省疾病予防コントロールセンター）
- b 駐瀋陽日本国総領事館訪問
- c 県内企業と現地企業のビジネス商談会（シャングリ・ラホテル瀋陽）
- d 瀋陽市科学技術局長との会談（シャングリ・ラホテル瀋陽）
- e 神奈川投資セミナー、ネットワーキング（シャングリ・ラホテル瀋陽）
- f 中瑞福寧機器人有限公司訪問

##### (4) 出張者のうち出席者

- a、b 黒岩知事、千田特別秘書、篠原部長、牧下グループリーダー及び富川主査
- c 宮本課長及び岩田主査
  - ※ 黒岩知事及び千田特別秘書は会場内を視察
- d 黒岩知事、千田特別秘書、篠原部長、宮本課長及び牧下グループリーダー
- e 黒岩知事、千田特別秘書、篠原部長、宮本課長、牧下グループリーダー、富川主査及び岩田主査
- f 黒岩知事、千田特別秘書、篠原部長及び宮本課長

(6) 本件事業等に係る出張期間中の県ホームページ及びパブリシティ（情報提供）の状況

ア 県ホームページ

県ホームページの「写真で見る！「黒岩日記」」では、7月18日の本件事業等の状況として、「遼寧省瀋撫新区（新経済開発地区）視察」「瀋陽自由貿易区視察」「遼寧省高校生日本語スピーチコンテスト出席（東北育才外国語学校）」「唐一軍遼寧省長との会談・共同声明」の状況が、写真入りで出張期間中である同日に掲載されている。

イ パブリシティ（情報提供）

県政記者クラブに対するパブリシティとしては、「知事の中国・遼寧省訪問（7月18日）について」として「遼寧省瀋撫新区（新経済開発地区）視察」「瀋陽自由貿易区視察」「遼寧省高校生日本語スピーチコンテスト出席（東北育才外国語学校）」「唐一軍遼寧省長との会談・共同声明」の状況について、写真入りで出張期間中である7月19日付けで参考資料送付が行われている。

## 2 判断の理由

本件監査請求は、両課が所管する本件事業等において、両課が部長等に対して支出した本件出張旅費について、部長等が本件出張で十分な働きをしなかったため、その支給は不当であるとして返還を求めているものと解されることから、「第4 監査の実施 2 監査対象事項の特定」のとおり、本件出張旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、部長等に対して支給した本件出張旅費について、不当利得返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象事項として特定し、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

### (1) 本件出張旅費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否か

本件事業等は、黒岩知事が出席する中で、唐一軍遼寧省長との会談・共同声明に係る現地での遼寧省政府との調整や県ホームページ及びパブリシティ（情報提供）に係る公表資料作成のための記録・撮影、県内企業と現地企業のビジネス商談会の実施、神奈川投資セミナー・ネットワーキングの実施等、想定される業務が極めて多岐にわたり、言語が異なる現地での不測の事態への対応も想定され、万全を期して円滑かつ確実に業務を実施する必要があると認められることから、本件事業等の実施に当たり、本件方針同いに記載の訪問日程等に基づき、部長等を出張させたことは、公務の遂行上、合理的な必要があったと認められる。

また、本件旅行命令は、「第5 監査の結果 1 認定した事実」のとおり、決裁規程に基づく旅行命令権者により行われているなど、旅費条例及び手引きに基づき適切に行われていると認められる。

そして、本件旅行命令に係る部長等の旅行命令簿・旅費請求書（外国）により、給与事務センターにおいて、財務規則に基づいた決裁を経ており、執行帳票に不自然・不合理な点は認められず、また、部長等に対して支出された本件出張旅費の金額につ

いても旅費条例等に基づき適切に算出されたものと認められる。

したがって、本件出張旅費の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらないと認められる。

**(2) 部長等に対して支給した本件出張旅費について、不当利得返還請求権を行使していないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否か**

最高裁判所第二小法廷平成15年1月17日判決では、「地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない」とされている。

このことを踏まえて、まず、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があるか否かについて検討する。

本件事業等の実施に当たり、部長等を出張させたことは、「2 判断の理由 (1)」に記載のとおり、公務の遂行上、合理的な必要があったと認められることから、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があったとは認められない。

次に、部長等が職務命令である本件旅行命令に従って旅行をした場合に当たるか否かについて検討する。

部長等が、本件旅行命令に係る旅行命令簿・旅費請求書（外国）に記載された旅行期間、用務地及び用務内容のとおり本件出張を行ったか否かについて、部長等の出張期間中における業務従事状況を客観的に示す書類等に基づき全てを確認できたわけではないが、本件復命書には、出張期間中に行われた主な内容（行事）への出席者がそれぞれ記載されており、部長等の出席状況が確認できるほか、本件事業等の実施状況について、出張期間中に県ホームページへ掲載していたり、パブリシティ（情報提供）として参考資料送付を行っていたりしていたものがあるなど、本件旅行命令に従って旅行していたことが確認できる書類等が存在し、また、部長等が本件旅行命令に従って旅行をしていなかったことを示す根拠等も確認できなかったことから、部長等が職務命令である本件旅行命令に従って旅行しなかったとはいえない。

以上のことから、部長等が支給を受けた本件出張旅費は不当利得になるとはいえず、県に部長等に対する不当利得返還請求権が生じているとは認められない。

したがって、部長等に対して支給した本件出張旅費について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実が生じていない。

### 3 結論

以上のことから、本件出張旅費の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらないと認められ、また、部長等に対して支給した本件出張旅費について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実が生じていないため、本件監査請求については理由がない。